

近江八幡市告示第 19 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定に基づき特定工程及び特定工程後の工程を指定した旨の告示（令和 4 年近江八幡市告示第 25 号）の一部を次のとおり改正したので、近江八幡市建築基準法等施行細則（平成 22 年規則第 167 号）第 22 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 7 日

近江八幡市長 小西 理

1 中間検査を行う区域

近江八幡市全域（沖島を除く。）

2 中間検査を行う期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

建築しようとする部分が、次のいずれかに該当する建築物を対象とする。

- (1) 1 戸建ての専用住宅、兼用住宅、併用住宅又は長屋住宅で、階数が 2 以上のもの又は延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの
- (2) 主要構造部を木造とした建築物で地上の階数が 3 以上の建築物（主要構造部の一部に木造以外の構造を併用する建築物を含む。）
- (3) 下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物で、階数が 2 以上のもの又はその用途に供する部分の延べ面積が 50 平方メートルを超えるもの
- (4) 法別表第一（い）の欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物（下宿、共同住宅及び寄宿舍の用途に供する建築物を除く。）で、3 階以上の階をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の延べ面積が 300 平方メートルを超えるもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる工事の工程を特定工程とし、それぞれ同表の右欄に掲げる工事の工程を特定工程後の工程とする。

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（桝組壁工法（平成１３年国土交通省告示第１５４０号）に定める工法をいう。以下この表において同じ。）による場合にあつては、壁を設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程（桝組壁工法による場合にあつては、桝組を覆う屋外側の壁又は天井を設ける工事の工程）
鉄骨造	地階を除く階数が１のもの 鉄骨の軸組を溶接し、又はボルト等により接合する工事（建て方）の工程 上記以外のもの ２階の床版の取り付け又は床版の鉄筋を配置する工事の工程	地階を除く階数が１のもの 鉄骨の軸組の相互の溶接部分又はボルト等の接合部分を覆う工事の工程 上記以外のもの 壁の外装工事、内装工事及び床版に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造、組積造、プレキャスト鉄筋コンクリート造	基礎及び地中梁に鉄筋を配置する工事の工程 ２階の床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事の工程	特定工程時に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

備考

建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。

5 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 法第 85 条の適用を受ける建築物
- (2) 法第 68 条の 11 第 1 項又は法第 68 条の 22 第 1 項の規定に基づき認証を受けた者が製造する当該認証に係る型式部材等による建築物
- (3) 丸太組工法（平成 14 年国土交通省告示第 411 号に定める工法をいう。）による建築物
- (4) 移転する建築物

付則

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の令和 4 年近江八幡市告示第 25 号（以下「新指定告示」という。）第 3 項および第 4 項の規定は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項もしくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認に係る建築物または同法第 18 条第 2 項もしくは第 4 項の規定による通知に係る建築物（以下これらを「確認等対象建築物」という。）で、この告示の施行の日以降に工事に着手し、令和 4 年近江八幡市告示第 25 号（以下「指定告示」という。）第 2 項に掲げる期間内に新指定告示第 4 項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについて適用し、確認等対象建築物で、同日前に工事に着手し、指定告示第 2 項に掲げる期間内にこの告示による改正前の指定告示第 4 項に規定する特定工程に係る工事を完了するものについては、なお従前の例による。